

競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名 : (株) 金山組
業者の住所 : 兵庫県尼崎市武庫之荘 3-8-6
- 競争参加停止措置期間 : 2025 年 1 月 8 日 ~ 2025 年 4 月 7 日
(3か月間)
- 事 実 概 要 :
株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の浄水場内の工事において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警に贈賄の容疑で逮捕された。
- 競争参加停止措置理由 :
株式会社金山組の代表取締役が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第2号（贈賄）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| 1 略 | |
| 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿地区の地域内の他の公共機関の役職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 |
| 3~15 略 | |